

【重要事項】

測定結果は、あくまでも参考であり、これを出荷および摂取制限等の根拠とするものではありません。

②平成24年10月1日分から、測定結果の表示方法を定量下限値から検出下限値(測定機器の性能一杯の下限値。検体、測定時間により変動します。)としております。そのため、検体によって検出下限値が異なる場合があります。検出下限値未満(10ベクレル/kg、15ベクレル/kg、20ベクレル/kg)の場合は、「10未満」「15未満」「20未満」のいずれかを表示します。

測定結果は町で記録・公表するほか、放射線対策のため国県に提供いたします。

④検査結果にある検体は、主に個人が自家消費するための食品等です。農家が生産し出荷している農産物は、県のモニタリング調査で管理されており、暫定基準値を超えるものが流通・販売されることはありません。

検体が、100ベクレル/kgを超えたもの（販売・流通はしていません。）

No.	作物名	測定結果	備考	測定年月日	地区	No.	作物名	測定結果	備考	測定年月日	地区

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

▲測定期間 令和3年11月1日～11月30日

平成24年4月1日から、新しい基準値となりました。

一般食品(米や野菜など)の基準値 100ベクレル/kg